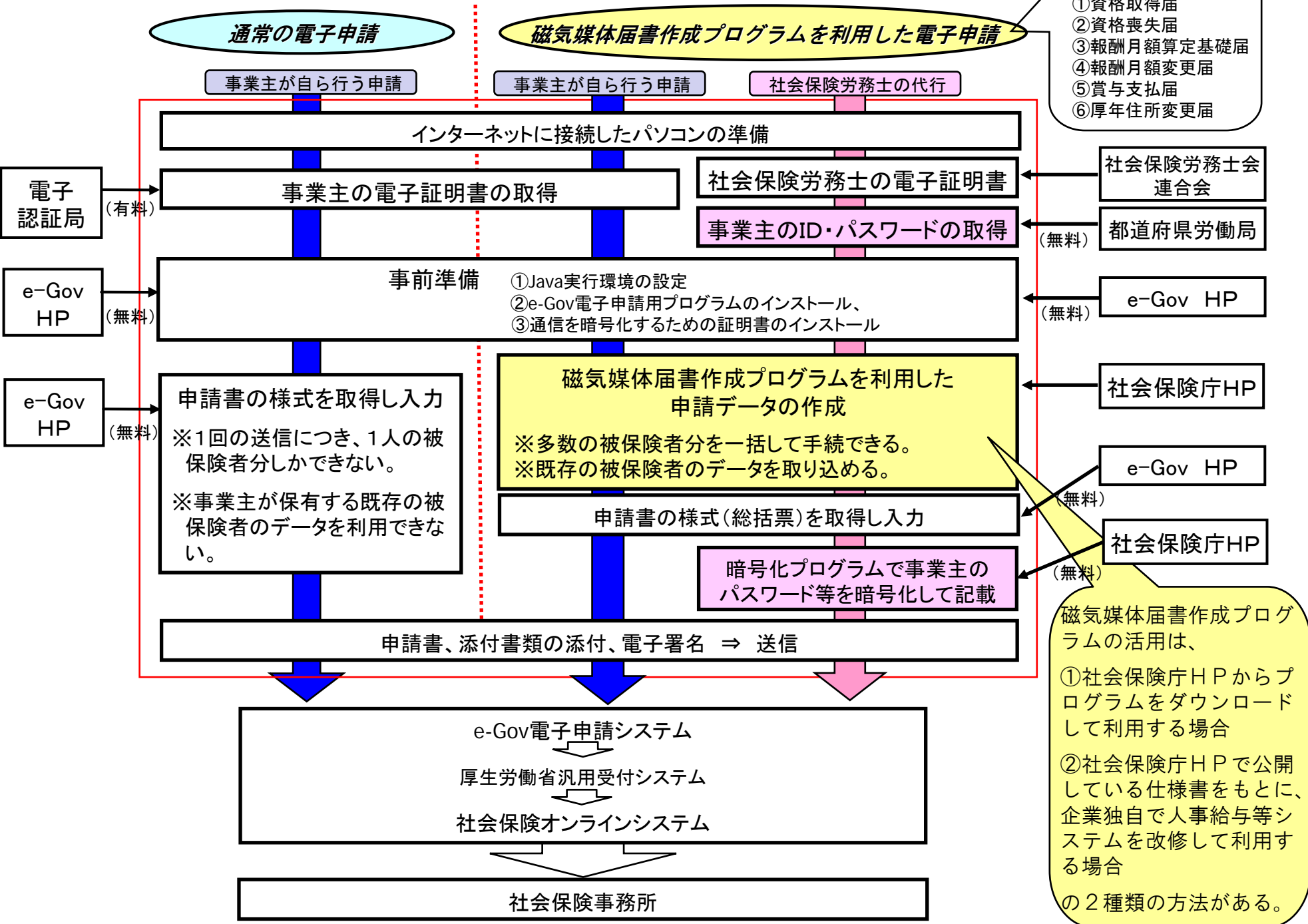


電子申請の推進に関する参考資料

平成20年3月26日 社会保険庁

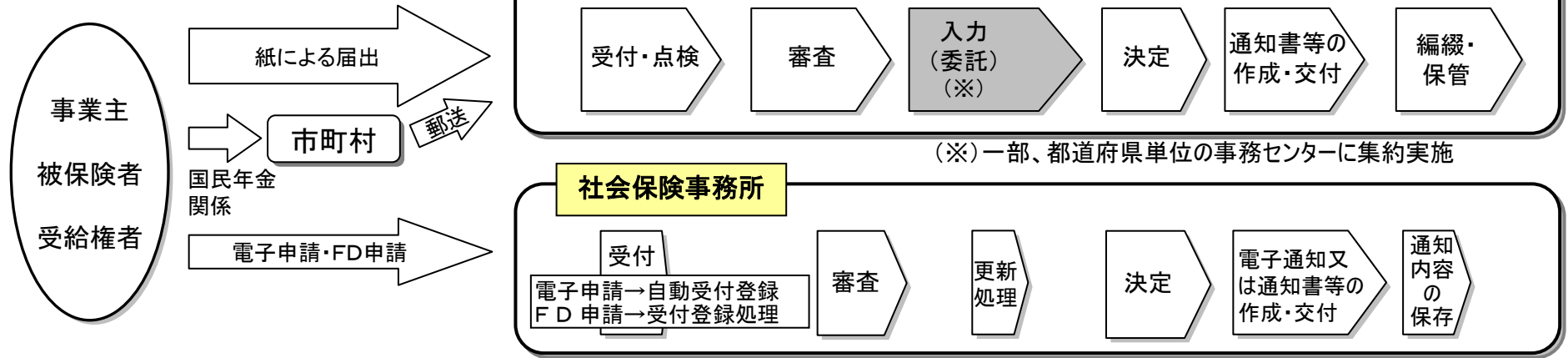
1. 電子申請の流れ（現行）
2. システム刷新後の届書等の事務処理方式について
3. 添付書類の省略についてのこれまでの取り組み
4. 電子申請の推進目標（現行）
5. 電子申請の実績（平成18年度）
6. 厚生労働省電子申請オンライン利用促進緊急対策の概要
7. 市町村との電子データによる連携の推進について

1. 電子申請の流れ（現行）

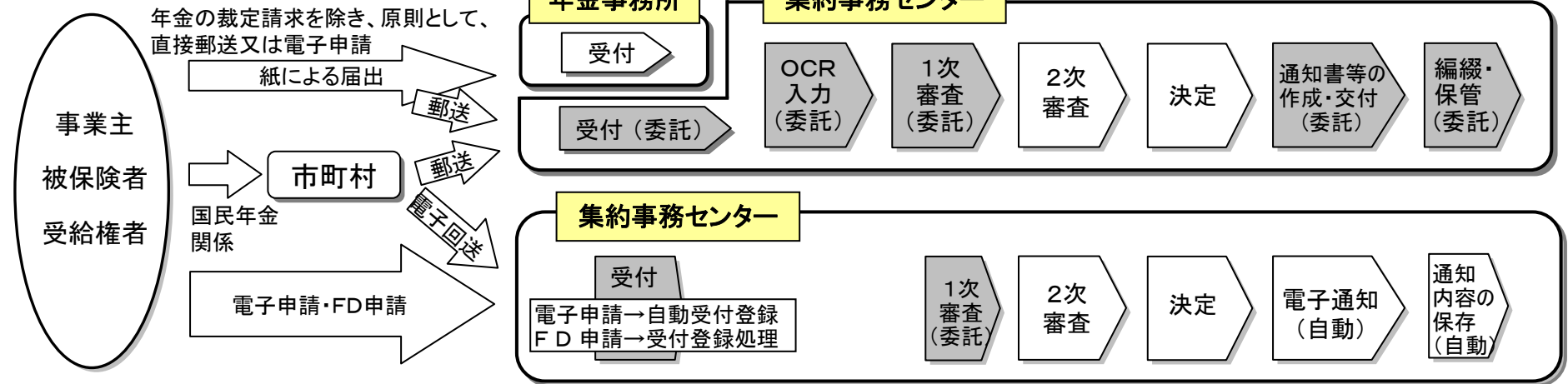


2. システム刷新後の届書等の事務処理方式について

現 行



集約化後（システム刷新後）



- 【受 付】 文書の開封・整理
- 【点 検】 記載事項及び添付書類の確認等
- 【審 査】 要件確認、記録確認・補正等内容審査
- 【入 力】 届書、申請書等をオンラインシステムへ入力
- 【決 定】 システム処理結果の確認、決裁
- 【通知書作成等】 処分通知書等の作成、封入・封緘、発送
- 【編綴・保管】 届書等の編綴、保管

- ※ 現行システム ⇒ オンラインシステムに直接入力するため、審査後に入力又は更新
- ※ システム刷新後 ⇒ 電子申請の促進及びOCR読取方式の導入で効率的な入力(登録)を行うとともに、仮原簿ファイルを設けて審査前に入力又は登録処理し、システムを活用した審査(未記入項目、既保有情報との不一致、論理的にありえない内容などをエラー表示)を行い、これについて届出者への照会等により確認、補正、返戻を行う定型的な一次審査は外部委託。
- ※ 年金事務所は、事業所調査、職権適用、保険料の強制徴収、年金相談等を実施
- ※ 年金事務所での受付は、年金相談や事業所指導等と一体的に行うものに原則限定。

3. 添付書類の省略についてのこれまでの取り組み

◎事業主等の確認による省略

○従来、社会保険事務局ごとに相違があった様式や添付書類の統一化を図るとともに、添付書類は真に必要なものに削減した。（全国統一の業務処理マニュアル：平成18年10月～）

○事業主等が届書に基礎年金番号や氏名などが正しく記入されているかどうか年金手帳等と照合・確認することにより、年金手帳等の添付を不要とした（平成18年10月～）

【対象手続】

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更（訂正）届
- ・船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届
- ・国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）、資格喪失及び住所変更の各届出

◎社会保険労務士が提出代行する場合の省略

○国家資格を有し、社会保険各法における専門性を有する社会保険労務士の特殊性に鑑み、社会保険労務士が届書の提出代行を行う場合に、社会保険労務士の確認をもって、一部の添付書類の添付省略を可能とした（平成19年10月～）

【対象手続き】

- ・適用事業所所在地・名称変更届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ・健康保険被扶養者（異動）届
- ・任意継続被保険者資格取得申請書の被扶養者
- ・介護保険適用除外等該当・非該当届

【省略可能な添付書類】

- 個人事業所における公共料金の領収書のコピー等
- 65歳までの定年再雇用の場合における退職辞令等のコピー
- 65歳までの定年再雇用の場合における退職辞令等のコピー等
- 収入の証明に係る退職証明書等のコピー等
- （異動）届 → 収入の証明に係る退職証明書等のコピー
- 外国人登録証明書及び雇用契約書のコピー

(参考) 届書の主な添付書類

○必ず添付

●いずれか1つを添付

△該当する場合に必ず添付

□様式に必ず記入、証明

■該当する場合に様式に記入、証明

(1) 重点取組6手続

	届書	対象者の区分	添付書類
1	被保険者資格取得届	被扶養者がいる場合	○被扶養者（異動）届
		65歳までの定年再雇用の場合	（原則喪失届と同時提出） ●就業規則のコピー } 社労士の提出代行の場合は省略可能 ●退職辞令のコピー } ●事業主の証明
		国保組合加入者の場合	○適用除外申請書
2	被保険者資格喪失届		○被保険者証（被扶養者分含む） △証回収不能・滅失届 △高齢受給者証 △特定疾病療養受療証 △健康保険限度額適用認定証 △限度額適用・標準負担額減額認定証
		65歳までの定年再雇用の場合	（原則取得届と同時提出） ●就業規則のコピー } 社労士の提出代行の場合は省略可能 ●退職辞令のコピー } ●事業主の証明
3	被保険者報酬月額算定基礎届		○算定基礎届総括表
4	被保険者報酬月額変更届	改定月の初月から60日以上遅延した届出の場合	賃金台帳（報酬の変更があった月の前月分から届出のあった月の直近支払分まで）及び出勤簿（報酬の変更があった月以降3か月分）のコピー
5	被保険者賞与支払届		○賞与支払届総括表

※ 重点取組6手続のうち、被保険者住所変更届は、添付書類なし

(2) (1) と同一契機に手続する届書

届書		対象者の区分	添付書類		
1	健康保険被扶養者(異動)届	所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている者	添付書類なし (収入に関する証明は事業主の証明をもって省略)		
		所得税法 の規定による控除 対象配偶者または 扶養親族となっ ていない者	①退職した者	△退職証明書または雇用保険被保険者離職票のコピー (社労士の提出代行の場合は省略可能)	
			②雇用保険の失業 給付の受給者ま たは終了者	△雇用保険受給資格者証のコピー(社労士の提出代行の 場合は省略可能)	
			③年金受給者	△現在の年金受取額のわかる年金額の改定通知書のコピー (社労士の提出代行の場合は省略可能)	
			上記①②③に加え て他に収入がある 者	△上記①②③に加えて課税(非課税)証明書	
			上記①②③に該当 しない者	△課税(非課税)証明書	
同居を要件とする者	○被保険者と認定しようとする者の住民票の写し				
2	国民年金第3号 被保険者関係届 書			ただし、障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付金等の非課税対象となる収入がある場合は、受取金額のわかる通知書等を添付	

(3) その他

	届書	対象者の区分	添付書類
1	新規適用届	強制適用事業所の場合	○法人（商業）登記簿謄本（個人事業所を除く）
		強制適用となる個人事業所の場合	○事業主世帯全員の住民票の写し
		任意適用事業所の認可を受ける場合	○任意適用申請書 ○任意適用同意書 ○事業主世帯全員の住民票の写し
2	適用事業所全喪届	法人の場合	●解散登記の記載のある法人（商業）登記簿謄本 ●雇用保険適用事業所廃止届のコピー ●給与支払事務所等の廃止届のコピー
		任意適用取消の場合	○任意適用取消申請書 ○任意適用取消同意書
3	適用事業所所在地・名称変更届（管轄内）	法人の場合	○法人（商業）登記簿謄本
		個人事業所（住所変更）の場合	○住民票の写し
		個人事業所（名称変更）の場合	○公共料金の領収書のコピー等（社労士の提出代行の場合は省略可能）
4	適用事業所所在地・名称変更届（管轄外）	法人の場合	○法人（商業）登記簿謄本
		個人事業所（住所変更）の場合	○住民票の写し
		個人事業所（名称変更）の場合	○公共料金の領収書のコピー等（社労士の提出代行の場合は省略可能）
		変更後の管轄する社会保険事務所で被保険者証等を交換するときに提出するもの	○被保険者証（被扶養者分含む） △高齢受給者証 △特定疾病療養受療証 △健康保険限度額適用認定証 △限度額適用・標準負担額減額認定証

	届書	対象者の区分	添付書類
5	健康保険・厚生年金保険 任意適用申請書		○新規適用届 ○任意適用同意書 ○事業主世帯全員の住民票の写し
6	健康保険・厚生年金保険 任意適用取消申請書		○適用事業所全喪届 ○任意適用取消同意書
7	第四種任意継続被保険者 資格取得申出書		○年金手帳または基礎年金番号通知書
8	厚生年金保険任意単独被 保険者資格取得申請書		○年金手帳または基礎年金番号通知書 ○賃金台帳のコピー □事業主の同意書
9	高齢任意加入被保険者資 格取得申出書 (適用事業所の場合)		○年金手帳または基礎年金番号通知書 ○履歴書 ○戸籍抄本または住民票の写し △共済組合の期間がある場合は、年金加入期間確認通知書(共済用)
		配偶者の厚生年金保険ま たは共済組合による合算 対象期間の確認が必要な 場合	○戸籍謄本 ○配偶者の年金手帳または基礎年金番号通知書 △共済組合の期間がある場合は、年金加入期間確認通知書(共済用)
		事業主が保険料の納入に 同意した場合	■同意書

	届書	対象者の区分	添付書類
10	高齢任意加入被保険者 資格取得申請書 (適用事業所で ない場合)		○高齢任意加入の認可のための事業主の同意書 ○年金手帳または基礎年金番号通知書 ○履歴書 ○戸籍抄本または住民票の写し △共済組合の期間がある場合は、年金加入期間確認通知書(共済用)
		配偶者の厚生年金保険 または共済組合による 合算対象期間の確認が 必要な場合	○戸籍謄本 ○配偶者の年金手帳または基礎年金番号通知書 △共済組合の期間がある場合は、年金加入期間確認通知書(共済用)
11	所属選択・2以上事業 所勤務届		○被保険者証(被扶養者分含む)
12	被保険者氏名変更 (訂正)届		○被保険者証 △高齢受給者証 △特定疾病療養受療証 △健康保険限度額適用認定証 △限度額適用・標準負担額減額認定証
13	被保険者生年月日訂正 届(処理票)		○被保険者証 ○年金手帳または基礎年金番号通知書
14	年金手帳再交付申請書	き損の場合	○年金手帳または基礎年金番号通知書
15	介護保険適用除外等該 当・非該当届		△住民票の除票 △施設等の入所・入院の証明書 △外国人登録証明書及び雇用契約書のコピー(社労士の提出代行の場 合は省略可能)

4. 電子申請の推進目標（現行）

- 政府では、「オンライン利用促進対象手続」（年間申請件数10万件以上の手続）について、2010年度（平成22年度）末までにオンライン利用率50%以上を達成することを目標としている。（平成18年1月19日IT戦略本部決定）
- オンライン利用促進対象手続ごとに目標利用率を定めた行動計画を、各省が策定。（平成18～20年度の3ヶ年計画。社会保険関係は35手続）
- 厚生労働省の「オンライン利用促進のための行動計画」においては、対象手続の申請件数全体の7割以上を占める、反復継続して行う手続や届出契機が同一の手続に重点的に取り組むこととし、社会保険関係では適用関係6手続及び年金受給権者現況届を「重点的取組手続」としている。

電子申請利用促進のための数値目標（現行）

※厚生労働省の「オンライン利用促進のための行動計画」（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定、平成19年3月27日改定）より

	申請件数 (千件)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
磁気媒体届書作成 ² の活用した6手続 報酬月額算定基礎届 報酬月額変更届 資格取得届 資格喪失届 賞与支払届 厚生年金保険住所変更届	33,055 3,015 5,466 5,532 10,962 1,069	6%	15%	25%
事業主が行う手続（上記6手続以外） 育児休業取得者申出書 事業所関係変更（訂正）届 氏名変更（訂正）届	110 260 980	2.5%	7.5%	10%
住民基本台帳ネットワークを活用する手続 年金受給権者現況届	24,800	27.9%	60%	60%
個人が行う手続（現況届以外、25手続）	23,882		3%	8%

平成21年度、22年度の取組については、平成20年秋頃、行動計画を策定予定

5. 電子申請の実績(平成18年度)

(注1) 「年間申請等件数」は被保険者数で計上しているが、「オンライン申請等件数」については、磁気媒体届書作成プログラムによる場合は、システム上、送信回数でしか実績を集計できないため、比較できない。(オンライン申請等件数は、被保険者数では数倍～数十倍となる。今後、被保険者数で集計するようシステム改善予定)

(注2) 年金受給権者現況届については、住基ネットの活用による届出省略の数をオンライン申請等件数としている。

【年間100万件以上】(年金関係)

手続名	年間申請等件数	オンライン申請等件数	重点取組6手続
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	3235万件	1.1万件	◎
年金受給権者現況届(注:住基ネットの活用により、平成18年10月より原則省略)	2650万件	835.6万件	
健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届	888万件	0.9万件	◎
国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届	713万件	0.0万件	
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	673万件	0.7万件	◎
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	540万件	0.6万件	◎
健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届	413万件	0.1万件	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	212万件	0.4万件	◎
国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	168万件	0.0万件	
厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届 (注:住基ネットの活用により、平成23年度以降において、原則省略)	164万件	0.2万件	◎
年金受給権者住所・支払機関変更届	156万件	0件	
国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)	111万件	0件	

【年間10万件以上】（年金関係）

手続名	年間申請等 件数	オンライン 申請等件数
健康保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書、船員保険・厚生年金保険育児休業取得者申出書	165,600件	140件
健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届	248,600件	15件
健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	851,600件	99件
国民年金・共済年金・厚生年金保険年金受給選択申出書、国民年金・共済組合等・厚生年金保険年金受給選択申出書	419,200件	0件
年金手帳再交付申請書	965,800件	103件
老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届	301,300件	3件
老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届	133,900件	0件
年金証書再交付申請書	152,000件	1件
国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	803,200件	2件
国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書	397,000件	0件
国民年金・厚生年金保険・船員保険遺族給付裁定請求書	276,000件	0件
国民年金保険料追納申込書	230,500件	3件
国民年金保険料還付請求書	993,800件	0件

6. 厚生労働省電子申請オンライン利用促進緊急対策の概要

緊急対策の概要（社会保険庁として平成20年度に取り組む事項）

○「厚生労働省電子申請オンライン利用促進緊急対策」
(20. 1. 11 厚生労働省業務・システム最適化等推進部会決定)

利用実績が伸び悩んでいることから、平成20年度までの**緊急対策を強力に推進**

○利用促進アイデアの収集・活用

- ・成功事例等の全社会保険事務局での情報共有や促進策への反映のため、オンライン申請への切替に成功した好事例、電子申請に関して窓口に寄せられた要望や職員からの改善意見等の積極的な収集。

○窓口機関での対応の強化等

- ・電子申請利用責任者である社会保険事務所次長（総務課長）の下に担当者を置き、看板の設置等により電子申請の相談窓口を明示。
- ・社会保険庁ホームページに掲載している利用マニュアル等を活用した電子申請の利用勧奨。
- ・磁気媒体（FD・MO）による届出を行っている事業所に対して、電子申請利用促進に関するチラシ等により、電子申請への移行を勧奨。
- ・社会保険庁電子申請・磁気媒体申請相談窓口（ヘルプデスク）のポスター掲示等による周知・広報。

○利用者への対応の強化

- ・手続件数の多い大規模事業所等に対する個別訪問による利用勧奨。
※被保険者数500人以上の事業所等を対象として、平成20年3月～6月を重点実施期間とする（夏の賞与支払届・算定基礎届の提出時期を考慮）とともに、以後、継続して実施する。
- ・社会保険労務士会との連携による電子申請を行っていない社会保険労務士に対する利用勧奨の強化。

7. 市町村との電子データによる連携の推進について

- 平成14年度から、国民年金の保険料収納事務については、市町村から社会保険事務所に移管されたが、資格取得届、保険料免除申請の受理等の事務は、法定受託事務として引き続き市町村で実施している。
- 資格取得（喪失）届については、事務処理をシステム化している市町村では、届書のデータを入力しているが、印刷した帳票を社会保険事務所に郵送している。（システム化していない市町村は、受理した届書を社会保険事務所に郵送）

現行（国民年金に係る届書の受理等）



<システム刷新後>（「社会保険業務の業務・システム最適化計画」）

- 市町村を経由して提出される国民年金関係の届書のうち、資格取得（喪失）届等の一部について、市町村の電子データ回送化を予定。（現在、処理方法を検討中）